

# 新築

## 令和 8 年度 住まいづくり奨励金

定住促進と地域の活性化を図るため、  
新築住宅の取得費用の一部を助成します。



### ■新築・建売住宅取得

対象者 住宅に居住し、住宅の登記名義人となる方。

- 対象住宅
- ①新築または建売住宅（新築物件）
  - ②道路に面した危険なブロック塀等が無い住宅

### ■奨励金額

基本奨励金  
30 万円



加算  
奨励金  
※2

市内業者	20 万円	市内に事務所がある住宅建設関連事業者
転入者	50 万円	転入後 2 年以内の方で住宅の名義人となる方 再転入の方は、再転入以前に他市町に継続して 2 年を超えて住所を定めた方に限ります。
子育て世帯	30 万円	子※1 がいる世帯
三世帯同居 世帯	30 万円	子※1、親、祖父母等のいる世帯 (同一敷地内に居住する場合も含む)
若者世帯	30 万円	契約日において 35 歳以下で住宅の名義人となる方
女性応援世帯	30 万円	会社等に勤務または自営で働く独身女性で、 単独名義人となる方
居住誘導区域	30 万円	羽咋市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に 住宅を取得する方
ZEH Oriented	10 万円	ZEH 水準を有する住宅の新築・取得を行う方（断 熱等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 の住宅）
ZEH 又は	20 万円	
Nearly ZEH		

※1 交付申請年度の  
4 月 1 日時点で 18 歳  
未満。工事請負契約日  
において妊娠中の場合  
も対象です。

※2 ZEH Oriented  
の条件を満たしていな  
い住宅の加算奨励金に  
ついては、**2分の1を  
乗じた金額とする。**

### ■申請手続きの流れ

#### ①市へ認定申請

工事着工前（建売住宅の購入は  
契約後 **60 日以内**）に、市へ認  
定申請書を提出してください。  
審査後、認定通知書を送付いた  
します。



#### ②住宅取得後、市へ交付申請

- ・住宅の費用支払
  - ・転入・転居
  - ・所有権保存登記
- が完了しましたら、所有権登記後  
**2 か月以内**に市へ交付申請書を  
提出してください。審査後、交付  
決定通知書を送付いたします。



#### ③市へ請求書提出

市へ奨励金の請求書を提出してく  
ださい。  
奨励金の内、**20 万円**までは地域  
商品券で交付します。  
現金分は口座振込  
にて交付します。



【問合せ・申請先】羽咋市役所 2 階 地域整備課

☎0767-22-9645 FAX 0767-22-4484

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 2 0 0 E-mail [kensetsu@city.hakui.lg.jp](mailto:kensetsu@city.hakui.lg.jp)

